

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【会社名】 株式会社MUSCAT GROUP
(旧会社名 株式会社ライスカレー)

【英訳名】 MUSCAT GROUP Inc.
(旧英訳名 Ricecurry Inc.)
(注) 2025年6月26日開催の第9回定時株主総会の決議により、2025年7月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役 大久保遼

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 大久保遼は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社4社の計5社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社の計5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点及び財務報告の信頼性に及ぼす質的影響の重要性の高い事業拠点である、当社及び連結子会社4社の計5社を「重要な事業拠点」といたしました。なお、事業規模の指標として売上高を採用したのは、当社グループがブランドプロデュース事業を中核とし、各事業拠点の規模をグループ全体の財務報告への影響という観点から最も適切に捉えることができる指標が売上高であると判断したためであります。また、概ね2/3という割合については、連結売上高に対する影響が大きい主要拠点を網羅的かつ合理的に捕捉するための閾値として適切であると判断し、採用いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上債権、棚卸資産及び仕入高に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。これらを選定した理由は以下のとおりであります。売上高及び売上債権については、当社グループのブランドプロデュース事業において主要な収益源であり、収益認識の適切性や債権管理の観点から財務報告への影響が大きい勘定科目と判断しました。棚卸資産及び仕入高については、化粧品・オーラルケア商品等のグループ会社のブランド商品の仕入・在庫管理がグループ事業運営の重要な基盤となっており、商品評価や計上の適切性が財務報告に大きく影響する勘定科目と判断しました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

(1) 開示すべき重要な不備の内容

当事業年度の決算財務報告プロセスにおいて、会計監査人からの指摘及び当該指摘を踏まえた当社内での検証により、関係会社株式評価損の計上内容に関する誤謬が判明いたしました。

当社は、グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために、積極的なM&A及び組織再編を実行していることから、連結子会社数の増加等により、財務報告にあたって考慮すべき非定型な見積項目が継続的に増加しております。そのような状況において、決算財務報告プロセスにおける一部の見積項目に対する検討の枠組み及び報告様式が十分に整備されておらず、検討項目に対して人員体制が十分ではありませんでした。加えて、このような非定型な見積り項目に対する経営者によるモニタリングを十分に行うことができませんでした。その結果として、各子

会社の業績情報に基づき実施する関係会社株式の評価に関連する対応を行うことができず、上記の誤謬が発生することとなりました。

(2) 当事業年度末までに是正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備は当事業年度末日後に判明したため、当事業年度末日までに是正を完了することができませんでした。

(3) 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、開示すべき重要な不備を是正し、適切な内部統制を構築し、整備及び運用する方針であります。

各子会社の業績報告・確認方法の定型化

見積項目に対する経営者によるモニタリング方法の改善

当社及び各子会社の管理部門の運営体制強化（人員補充及び会計リテラシー向上を図る教育の充実化）

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。